

公益社団法人東村山市スポーツ協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人東村山市スポーツ協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都東村山市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 この法人は、東村山市における体育・スポーツを振興し、市民の体力向上と健康の増進及びスポーツ精神の涵養並びに市民相互の融和を図るとともに、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会・スポーツ教室・講習会等の企画及び運営に関すること。
- (2) 各種スポーツ指導者等の養成、登録及び派遣に関すること。
- (3) スポーツ情報の収集及び市民への提供に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成と相互間の連絡、調整に関すること。
- (5) 各種スポーツ大会への選手及び役員派遣に関すること。
- (6) 各種スポーツの優秀者及び社会体育発展のための功労者の表彰に関すること。
- (7) 体育・スポーツに関し、東村山市及び体育・スポーツ機関との連携及びその施策への協力に関すること。
- (8) 市から受託するスポーツ振興事業及び体育・スポーツ施設の管理運営。
- (9) スポーツの科学的指導と実施に関すること。
- (10) その他、目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業に付随して次の事業を行う。

自動販売機設置事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人、団体及び法人

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還はしない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

一 この定款その他の規則に違反したとき

二 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

三 その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日から1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、いずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

一 総会員が同意したとき

- 二 当該会員が死亡し若しくは失踪宣言を受けた場合、又は団体若しくは法人である会員が解散したとき
- 三 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- 四 会費の納入が継続して6箇月以上なされなかったとき

第4章 総 会

(構成)

第11条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- 二 会員の除名
- 三 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- 四 理事及び監事の報酬等の額
- 五 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- 六 定款の変更
- 七 事業の全部の譲渡
- 八 解散及び残余財産の帰属の決定
- 九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対して、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が総会の議長となる。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき各 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

一 会員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散

五 その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

4 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては前 3 項の規定の運用については総会に出席したものとみなす。

5 理事会において総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることを定めたときは、総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第 1 項から第 3 項までの出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 18 条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該事案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第 14 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 15 条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した総会の決議の省略の意思表示を記載した書面、第 17 条第 4 項に規定する委任状その他の代理権を証明する書面及び第 17 条第 5 項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事3名以上14名以内
 - 二 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。会長、副会長以外の理事のうち3名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び副会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項に規定する業務執行理事（理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。）とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結のときまでとする。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事が第 20 条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第 26 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
 - 3 第 1 項ただし書に規定する報酬等の支給基準については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

- 第 27 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。
- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 115 条第 1 項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第 28 条 この法人に任意の機関として、名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- (1) 名誉会長は、理事会の推薦により、総会の議決を経て会長が委嘱する。
 - (2) 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長の要請事項に応じて、助言することができる。
- 3 名誉会長、顧問及び参与には、第 24 条第 1 項及び第 25 条の規定を準用する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(理事会の設置)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 31 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 22 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の

選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第7章 財 産 及 び 会 計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会（総会）に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

- 2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 役員の名簿
- 三 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- 4 前2項の規定にかかわらず、役員の名簿及び会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号に規定する書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 第 1 項の規定にかかわらず、第 41 条の規定は変更することができない。

(解 散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承認する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公 告)

第 44 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 37 条第 5 項に規定する公告に代えて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 128 条第 3 項の規定によっ

てインターネットによる貸借対照表の開示を行うことができる。

第10章 事務局 その他

(事務局)

第45条 この法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(細 則)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の会長は朝岡晃一、副会長は市川暢男、常務理事は小山文夫、斉藤直広、飯塚千鶴子とする。
- 4 この定款は、令和6年4月1日から一部改正施行する。